

久御山町環境基本条例（案）に関するパブリックコメントの募集結果について
（久御山中学校の生徒からの意見書提出）

久御山町環境基本条例（案）に関するパブリックコメントを下記のとおり実施いたしましたところ、久御山中学校の生徒から集めた意見書の提出がありました。

意見の募集期間後の提出ではあるものの、若年層による貴重なご意見でありますので、下記のとおり結果を公表いたします。

●久御山町環境基本条例（案）に関するパブリックコメントの実施概要

- 1 意見の募集期間 令和4年9月12日（月）～令和4年10月11日（火）
- 2 対 象 者 町内在住、在勤、在学の人
- 3 閲覧・募集方法 産業・環境政策課、ゆうホール、総合体育館、いきいきホール、荒見苑、まちの駅クロスピアくみやま、あいあいホールの施設窓口で閲覧。
また、町ホームページ、広報くみやまに掲載。
意見書は、産業・環境政策課あて持参、郵送、FAX、Eメールにて提出。

●久御山中学校の生徒からの意見書提出

- 1 意見書の提出日 令和4年10月18日（火）
- 2 意見書提出者 久御山中学校の生徒
- 3 意見書の提出方法 久御山中学校で回収のうえ提出
- 4 意見の提出 意見の記載：3名4件

番号	ご意見	ご意見に対する町の考え方等
1	【条例（案）第11条部分】 環境保全の支障を防止する案があるのが良いと思いました。	公害等が発生すると久御山町に暮らす皆さんの生活に悪影響を及ぼすこととなります。 そうならないように町が対処していくための条文を定めています。
2	【条例（案）第11条部分】 過去にそういうことがあったからすごく良いと思います。	なお、この条例は罰則等を設けませんが、公害等の対応については、国の法令に基づいて行われます。
3	【条例（案）第13条部分】 たまに公園に寄って遊んだり、休憩したりと大事な場所なので整備はととも有り難いです。	公園や緑地は町の皆さんの交流と憩いの空間であり、良好な暮らしの環境を確保するためには適切に整備、管理を行う必要があります。 また、公園の中に緑地を増やすことでクールスポットの創出や地球温暖化対策にもつ

		<p>ながります。</p> <p>町として、町民の大切な場所をもっとつくっていけるように努めていきます。</p>
4	<p>【条例（案）第16条部分】</p> <p>環境に関する学習は必要ない。</p>	<p>将来にわたり久御山町の緑豊かな環境を守っていくためには環境に関して多くのことを知ることが大事です。</p> <p>日々の生活の中でできる取組を学習し、多くの人たちが実践することで大きな成果につながると考えています。</p> <p>今後、町として環境に関する学習や教育について、積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>

5 条例（案）第18条（久御山町環境の日の制定）に関する回答

回答件数：100名82件（未記入による無効数18件）

選択肢 番号	候補日 (下段：町独自の記念日や環境に関する日)	回答者
①	10月1日 久御山町町制施行の日	22名
②	2月16日 京都議定書の発効日、京都府条例に定める「京都地球環境の日」	17名
③	6月5日 国連環境の日・世界環境デー、国が定める環境の日	28名
④	11月19日 環境基本法施行日	15名